

介護保険給付に関する質問事項

	質問の内容	支部としての解釈について	市としての解釈について
1	通院等乗降介助について、訪問介護での身体介助サービス終了1時間後に通院等乗降介助を利用。この場合、2時間ルールは適用されるか？	この場合、2時間ルールは適用されないと解釈している。しかし、時間が空かずに、外出に関係のない身体介護を実施した後すぐに通院等乗降介助を行なった場合は身体介護中心型として算定するので、通院等乗降介助は算定できないと解釈しているが、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。
2	通院等乗降介助で、自宅迎いで病院に行き、病院が30分で終了した場合、2時間開かないが、帰りの通院等乗降介助は算定できるのか？	算定できると解釈しているが、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。
3	お泊りデイサービスを利用している場合、居宅療養管理指導での訪問診療をデイ終了後の時間帯に、お泊りデイの場所に訪問してもよいか？	できないと解釈しているが、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。
4	小規模多機能を利用し宿泊した場合、居宅療養管理指導での訪問診療をデイ終了後の時間帯に小規模多機能施設に訪問してもよいか？	デイサービスの利用時間帯ではなく、宿泊の時間帯であれば、できると解釈しているが、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。

5	お泊りデイサービスの連続利用は何日間可能な のか？ その際、モニタリングをデイ終了後 の宿泊施設にて行なってもよいのか？	個々の事情にもよると思われるため、高齢者支援 課と相談して、判断して頂くべきと考えている が、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。
6	地域包括支援センターから、更新時は要介護になる 可能性があると言われたが、介護度が出るのが遅れ た場合は、暫定で、契約、アセスメント、担当者会議 を地域包括支援センターと一緒にしている。その 場合、居宅依頼届出書は結果が出てからでよい か？		居宅依頼届出書の届出については、事業 所等が決まり次第速やかな提出を依頼 しているので、個別については担当と相 談していくことになります。
7	初回に通所リハビリなど医療系のサービスを利用 する場合、主治医の意見を求めるとなっている。これ までは支援経過への記入で良かったと思うが、宮古 島市からは書式を作って保存するように指導された。 支援経過に記録を残すのではだめなのか？		主治医の意見の記録について、市の書式 はありません。介護支援専門員に委ねら れていますが、主治医の意見の詳細（日 時、主治医名、医療系サービスの必要性 についての専門的な意見や留意事項な ど）が確認でき、サービスの必要な根拠 が記録されていることが必要です。
8	医療系サービスを利用する場合、更新時も主治 医の意見を求め、記録、または書類を残すのか？		また、更新時についても同様に、サー ビスの必要性を確認する必要があります。

9	<p>軽微な変更ととらえて、担当者会議を行なわない例として、デイサービスや訪問介護の訪問回数が増減した場合とあるが、その他にはどのようなことが想定されるか？事例があれば、あげてほしい。事例がなければ、宮古島市としての意見が聞きたい。</p>	<p>H22.7.30 介護保険最新情報 Vol155 のQ & A 3.ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプラン作成) の内容で理解している。あやふやな場合は、高齢者支援課と相談し判断を仰ぐべきと考えているが、その解釈でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
10	<p>軽微な変更の場合も担当者会議は必要か？</p>	<p>H22.7.30 介護保険最新情報 Vol155 のQ & A 3. ケアプランの軽微な変更の内容について(担当者会議) にあるよう、開催は行なわなくても良いと解釈している。周知の必要ありと考える場合はすべきと考えているが、その解釈でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
11	<p>県の実施指導・集団指導の時には、担当者会議の記録を交付しなくて良いと指導があったが、宮古島市給付適正係からは交付するようにと指導があった。法的には交付義務はないと思われるが、どうしたらよいか？</p>		<p>担当者会議の記録は交付義務はありませんが、利用者やサービス事業者（欠席者を含む）と共通認識ができていますので、柔軟に対応してください。</p>
12	<p>生活援助のサービス中に入浴をしてくださいと声かけをして、本人が入浴したら身体サービスになると、宮古島市給付適正係より指導があった。声掛けはしたが、本人は自分で入浴している。それでも身体にしなければならないのか？</p>		<p>個別のケースなので、質問に答えることはできないが、H12.3.17 老計第 10 号を確認し判断してください。</p>

13	<p>ショートステイ利用期間中の福祉用具の算定について。ショートステイ中の福祉用具は日数算定にするべきなのかどうか？また、レンタルしている福祉用具がショートステイ先にはない場合はレンタルしている福祉用具を持参して使うことができるのか？その際、算定はできるのか？</p>	<p>ショートステイ中の算定については利用者と事業所の契約の基づくものと解釈している。また、レンタルしている福祉用具がショート先にはない場合については、適切なアセスメントが行なわれ、ショート先でも必要と判断した場合は、持参して算定することができると考えているが、その解釈でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。(平成 28 年度県集団指導時に資料として配布済み)</p>
14	<p>ショートステイ 30 日間利用して、自費での利用日をはさみ、再度ショートステイを利用して自宅へ戻らなかった場合、モニタリングは施設で行なっても良いかどうか？施設で行なった場合は減算となるのか？</p>	<p>自宅に戻れない理由が適切にアセスメントされ、必要と判断した場合はショートステイ先でのモニタリングも可能と考えているが、判断に迷う場合は高齢者支援課に相談し、判断を仰ぐべきと考えているが、その解釈でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
15	<p>ショートステイの 30 日間を超えるやむを得ない理由について、宮古島市としてはどのように考えているか？</p>		<p>詳細を確認する必要がある、ケース毎に異なりますので、個別で市へ相談してください。</p>
16	<p>生活援助中心型の考え方について、身 1 生 2、身 2 生 1 など、生活援助が入る場合はすべて生活援助中心型という考え方でよいのか？</p>	<p>生活援助中心型であると考えている。その解釈でよろしいか。</p>	<p>生活援助中心型との判断は、ケアマネの判断となると考えます。</p>

17	週間予定、利用表の曜日の違いがあった場合、算定ができないと言われた。回数が変わらず、曜日だけの変更も週間プランの変更はしなければならないか？ これまで、回数が変わらなければ、週間予定は変えなくて良いと思っていたが。		ケースごとに変更自由が異なるため、一律での判断はできないため「H22.7.30 介護保険最新情報 vo.155 の Q&A 3.ケアプランの軽微な変更の内容について」を参考にしてください。
18	サービス計画書 2 表に生活 2、生活 3 と記入するように宮古島市給付適正係に指導されたが、記入の根拠を示してほしい。		2 表と 6 表の整合性が不明確なケースが多く見られているため、利用者や家族にとって分かりやすい表示を求めています。
19	サービス計画書 2 表に加算を入れるように指導されているが、記入しなければならない根拠を示してほしい。		「沖縄県ケアプラン点検支援事業実施要領」を基に点検を行っています。
20	モニタリングについて、月の始めに入院して、その月はずっと入院していた場合、モニタリングができなかった特段の理由になるか？	H22.7.30 介護保険最新情報 Vol155 の Q & A 1.居宅介護支援の(3)緊急入院におけるモニタリングの例外についての内容で解釈しているが、その解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。
21	外部情報について、新規施設入所者の情報を申請したが、1 回出しているからと、もらえないことがあった。前任のケアマネにもらうように言われた。しかし、前任のケアマネもからもコピーはもらえない。県の指導では情報をもらうように指導されるが、ただけないのか？		要介護認定等の情報外部提供については、個人情報の流失の防止から前任のケアマネが所有している場合は前任のケアマネから提供してもらおう伝えているが、破棄した場合等には情報提供を行っています。

22	<p>外部情報について、ケアマネが保存し、他者にコピーを渡してはいけないこととなっているが、軽度者に係る福祉用具貸与利用時の調査票の写しは送付しなければならないとなっている。しかし、宮古島市の場合は理由書を提出すると、決定通知書が送られてくる。</p> <p>決定通知書のコピーを送付すれば、認定情報、主治医意見書の写しの送付はしなくても良いと考えてよいか？</p>		お見込みの通りである。
23	<p>総合事業対象者が月途中で要介護認定を新規申請して介護になった場合の請求について、どちらかが自費になると聞いた覚えがあるが、詳しく教えてほしい。</p>		平成 27 年 3 月 31 日版、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」について Q & A 参照
24	<p>担当者会議で計画書の原案が本案となった場合、その場で、担当者会議に参加している事業所の人数分の本案にサインと押印をもらって公布していたが、宮古島市給付適正係より、本案は1部なので、事業所にはコピーを渡すようにと指導があったが、ダメなことの根拠を示してほしい。</p>		介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないことから、介護支援専門員と利用者との契約であるとの認識であるため、原本の写しを渡すよう助言を行っています。